

共通事項に係る補足説明資料の提出スケジュールについて

1. はじめに

2020年12月24日に申請した設工認申請書の記載内容に対し、申請対象の考え方、記載内容の考え方を明らかにするための補足説明資料を作成している。補足説明資料の作成にあたっては、既に認可を得ている発電炉で作成した補足説明資料を参考とし、これに加えて当社として必要と判断した資料を作成する予定である。

このうち、共通事項である分割申請計画等の全般的な事項、基本設計方針に係る事項、仕様表の記載に係る事項については、審査の初めの段階で整理しておくべき事項であることから、資料作成の目的および今後の提出スケジュールを以下のとおりまとめた。

2. 補足説明資料の提出スケジュール（下線の資料は本日の提出資料）

(1) 分割申請計画に係る事項

設工認申請においては、再処理、MOX、濃縮の各事業とも、設計進捗、工事工程等を考慮して分割して申請する。このため、各回次の分割の考え方の整理、申請対象設備の網羅的な抽出の仕方の整理、基本設計方針の各要求事項に対応する設備の明確化等、設工認の全体像を整理し、以下の補足説明資料を作成する。

これらの資料は、審査の初めの段階での説明が必要であることから、下線を付した資料を本日提出する。また、他の資料についても、2月5日に提出する予定である。

- 設工認の分割申請計画について（全体計画と申請書の構成）
- 設工認申請における分割の考え方および論点について（外部衝撃、火災、溢水、薬品漏えい）
- 設工認申請すべき設備等が抜けなく抽出していることの説明
- 第1回申請対象以外の設備に係る設工認の概要（申請回次、事業変更許可で記載した事項（仕様、性能））

(2) 基本設計方針に係る事項

基本設計方針は、事業変更許可申請書との整合および技術基準規則への適合の観点で、事業変更許可申請書および添付書類（再処理施設 添付書類六、加工施設 添付書類五）で示した設計方針に係る事項を整理して設工認申請書に記載した。このため、事業変更許可申請書および添付書類の記載のうち基本設計方針に記載すべき内容の整理、基本設計方針の変更前後の書き分けの整理等、基本設計方針の記載の

考え方の整理し、以下の補足説明資料を作成する。

これらの資料は、基本設計方針の考え方に係る事項であるため、審査の初めの段階での説明が必要であることから、本日提出する。

- 基本設計方針の変更前後の記載の考え方について
- 基本設計方針、仕様表、各説明書で記載すべき事項の整理

(3) 基本設計方針の記載の妥当性に係る事項（許可整合）

基本設計方針の作成にあたっては、事業変更許可申請書との整合および技術基準規則への適合の観点で、様式－6，7を用いて事業変更許可申請書および添付書類で示した設計方針に係る事項を整理して作成した。このうち共通項目に係る基本設計方針は、発電炉の基本設計方針と同様の方針となることから、補足説明資料では、発電炉の基本設計方針との比較を行い、差異が生じる部分についての理由を示す。

また、設工認申請書では、設工認申請の内容が事業変更許可申請書と整合していることを示す説明書（以下、許可整合説明書）を添付した。このため補足説明資料では、許可整合説明書の記載内容が許可との整合を説明するうえで十分な記載となっているかを確認することを目的として作成する。これらの資料は、基本設計方針の具体的な記載に対する補足説明資料であるため、基本設計方針の記載の考え方を審査いただいた後に提出することとし、2月15日の提出を予定している。

- 発電炉との記載の違いについて
- 設工認添付書類における基本設計方針の記載内容に係る補足説明（許可整合との関係）

(4) 仕様表の記載に係る事項

初回申請設備の仕様表に記載する仕様の整理では、事業変更許可申請書に示した仕様、既認可の設工認申請書で示した仕様、発電炉の別表第二に示された仕様を考慮して整理した。これについて、後次回の申請設備に対して記載する仕様を明確にする等、仕様表に記載する仕様の全体像を明らかにするための補足説明資料を作成する。

これらについては、仕様表の具体的な記載に係るものであること、今後の検査方針に関する事項であることから、早めの提出が必要と考え、2月12日までに提出する予定である。

- 仕様表記載項目の整理
- 腐食を考慮する容器等の設工認および使用前事業者検査の扱いについて